

田村市放課後児童クラブ運営事業及び幼児預かり保育運営事業業務委託プロポーザル
質問回答書

(質問締切) 2025.12.18

(質問回答) 2025.12.25

No.	資料	頁	質問内容	回答内容
1	実施要領 2 業務概要 (4) 見積限度額	P2	見積限度額に放課後児童支援員等処遇改善等事業における放課後児童支援員（補助員等）に支給する処遇改善手当は含まれておりますか？	含まれます。
2	実施要領 8 企画提案書の提出 (2) 提出書類	P4	①～⑥すべて片面印刷がよろしいでしょうか。	片面印刷でご提出ください。
3	実施要領 8 企画提案書の提出 (2) 提出書類	P4	③・様式9-1は、放課後児童クラブ運営事業業務と、幼児預かり保育運営事業業務に係る費用をまとめて記載する形でしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領 8 企画提案書の提出 (2) 提出書類	P4	③・様式9-1に記載されている「運営責任者」は、仕様書（P6）に記載されている「業務責任者」のことを指しますか。	仕様書（P6）に記載されている「統括責任者」のことを指します。
5	実施要領 8 企画提案書の提出 (2) 提出書類	P4	④受託実績（会社全体の受託実績及び県内の受託実績のわかるもの）⑤緊急時の対応（事故・災害発生時等）⑥田村市（こども未来課）との連携 とございますが、こちらの様式は任意でしょうか。また、ページ指定やフォントの指定はございますか。	様式は任意です。ページやフォントの指定はございません。
6	実施要領 8 企画提案書の提出 (2) 提出書類	P4	⑤緊急時の対応、⑥田村市との連携 の書類は、何枚以内、等の制限はございますか。	枚数の制限はありません。

7	実施要領 8 企画提案書の提出 (2) 提出書類 (3)※2 企画提案書について	P4 ～ P5	目次とインデックスは、提出書類の①企画提案書～⑥田村市との連携、に付けるという認識でよろしいでしょうか。企画提案書の①基本理念について～④安全対策・危機管理について、に対する目次とインデックスは必要ですか。	お見込みのとおりです。 企画提案書の①基本理念について～④安全対策・危機管理について、に対する目次とインデックスは不要です。
8	実施要領 10 企画提案書等の審査 (1) 審査方法	P6	審査にかかる評価基準をお示しください。	別添「審査基準表」をご参照ください。
9	実施要領 10 企画提案書等の審査	P6	審査委員会で定めた評価基準・審査基準表を公開いただくことは可能ですか。	問8の回答をご参照ください。
10	仕様書 2 実施場所	P1	各施設(放課後児童クラブ7施設・幼児預かり保育5施設)での在籍人数／学年別・年齢別をご教示ください。 (可能であれば、令和6年度・令和7年度それぞれ)	別添「資料1」をご参照ください。
11	仕様書 2 実施場所	P1	各施設での1日平均出席率／学年別・年齢別(平日・土曜日・長期休暇それぞれ)をご教示ください。 (可能であれば、令和6年度・令和7年度それぞれ)	別添「資料2」および「資料3」をご参照ください。なお集計の都合上、土曜日・長期休暇については合算した数値です。
12	仕様書 2 実施場所	P1	可能であれば、現時点で想定される、令和8年度の在籍人数(各施設)をご教示ください。	別添「資料4」をご参照ください。
13	仕様書 2 実施場所	P1	各施設での育成・活動場所が分かるような図面を見せていただくことは可能ですか。	安全管理上、図面の公表は控えさせていただきます。
14	仕様書 2 実施場所	P1	「※年度当初平日の利用希望者が4人以下の場合には、開設しない」について、年度当初とは4月～5月までを指しますか。令和6年度・令和7年度において、利用希望者4人以下で開設しなかった日は何日ありましたか。(可能であれば各施設)	年度当初とは新学期が開始した4月当初を指し、その時点における登録人数により判断することとなります。なお幼児預かり保育については幼稚園の開設状況と連動することから、園が閉園ではない限り人数によらず開設してください。令和6年度・令和7年度においてこの場合の開設を行わなかったケースはありませんでした。

15	仕様書 2 実施場所	P1	現在送迎について、スクールバスを利用した登所（当園）をしている施設はありますか。有りの場合は、受託者でかかる費用等があれば金額までご教示ください。	放課後児童クラブ・預かり保育へのスクールバスを利用した登所（当園）をしている施設はありません。
16	仕様書 4 開所日時及び休業日 (1) 開所日	P2	土曜日の開所について、各施設の利用実績をご教示ください。また、開設日数が1年につき250日以上と示されていますが、土曜日の利用児童がいなかった場合の対応をお示しください。	別添「資料5」をご参照ください。 また1年につき250日以上確保できる場合、利用児童のいない土曜日は閉所いただいて差し支えありません。
17	仕様書 4 開設日時及び休業日 (2) 開所時間	P2	幼児預かり保育の教育時間終了後として、午前中に教育時間が終了する（通常よりも早い開所）日は年間で約何日ありますか。	施設により異なりますが、年間約5日です。
18	仕様書 4 開設日時及び休業日 (2) 開所時間	P2	「※施設によりめだかの教室後からの実施となる」について、該当する施設は、滝根児童クラブ・常葉児童クラブ・船引南児童クラブ・美山児童クラブ、との認識でよろしいでしょうか。また、「当日の児童クラブ利用児童がすべて、めだかの教室に参加する場合、めだかの教室終了後（概ね16時頃）から児童クラブを開所する。児童クラブ利用児童の中で、めだかの教室に参加しない児童がいる場合は、通常の下校後から開所する。」という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	仕様書 7 委託業務の範囲及び内容 (3) ②行事等の実費徴収	P5	おやつ代の実費徴収について、現在のおやつの提供の実績をご教示ください。提供の実績がある場合は、徴収している施設、徴収額をお示しください。	現受託者において実費徴収・提供の実績はありません。必要に応じて保護者より持参いただいています。
20	仕様書 7 委託業務の範囲及び内容 (3) ②行事等の実費徴収	P5	保護者会費（行事等による活動費等）の実費徴収について、現在の保護者会費の徴収実績をご教示ください。徴収実績がある場合は、現在の徴収している施設、徴収額、支出内容をお示しください。	現受託者において実費徴収の実績はありません。

21	仕様書 7 委託業務の範囲及び内容 (2)③業務委託料の支払い及び管理 (3)②行事等の実費徴収	P4 ～ P5	管理運営に係る収入実績として保護者負担の保険料以外に、おやつ代や行事費・保護者会費等は項目別にいくら（1人あたり／1ヶ月あたり等）徴収されていますか。	問19および問20の回答をご参照ください。
22	仕様書 7 委託業務の範囲及び内容 (3)②行事等の実費徴収	P5	現在、児童クラブ・幼児預かり保育それぞれにおいて、日常的におやつの提供はされていますか。	問19の回答をご参照ください。
23	仕様書 7 委託業務の範囲及び内容 (2)⑩特別な支援が必要な児童（幼児）への対応 8 支援の体制 (2)支援員の加配	P5・ P7	令和7年度における、受入れ人数と、加配支援員の人数を教えてください。	令和7年度当初時点では受入れ人数および加配支援員は各7名です。
24	仕様書 7 委託業務の範囲及び内容 (2)⑩特別な支援が必要な児童（幼児）への対応 8 支援の体制 (2)支援員の加配	P5・ P7	判定の時期及び手続の流れや運用方法の概要をご教示ください。（田村市障害児保育事業運営要綱のようなものがあれば拝見できますか）	入所希望の状況に応じて仕様書に定める特別な支援を必要とする要件を考慮のうえ受託者において当該児童（幼児）を調査し、市との協議により決定します。障害児保育にかかる要綱等はありません。なお支援員の加配分については年度ごとに追加契約を結んで実施するため、今回の見積額には含めないでください。

25	仕様書 8 支援の体制 (1) 支援員の配置	P6	現在勤務している職員の人数を資格の有無も含め、施設ごとにご教示ください。	職員の配置については受託者管理となるため当市からの回答は差し控えますが、施設ごとに本市における配置基準を満たす人員を配置されております。欠員や加配により対応人数は状況に応じて異なります。
26	仕様書 8 支援の体制 (1)③支援員の配置	P6	「業務責任者を施設ごとに配置／幼児預かり保育との兼任を認める」とありますが、児童クラブと幼児預かりで実施場所が同じ場合は兼任可能、実施場所が異なる場合は兼任不可能。との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	仕様書 8 支援の体制 (1)③支援員の配置	P6	放課後児童支援員のなかに、「みなし支援員」(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者) も含まれますか。	みなし支援員は含まれておりません。
28	仕様書 8 支援の体制 (1) 支援員の配置⑦	P6	「児童クラブと幼児預かり保育を合同で実施する場合」とは、具体的にはどのような場面を想定されていますか。 (18 時以降で児童・幼児の人数がそれぞれ 4 人以下の場合等)	同施設で実施を行う都路放課後児童クラブ・都路幼児預かり保育および船引南放課後児童クラブ・船引南預かり保育を想定しております。
29	仕様書 8 支援の体制 (2) 支援員の加配	P7	「特別な支援を必要とする児童に対応する～」とありますが、現在特別な支援を必要とする児童数は各施設に何名在籍されていますか。	各施設の内訳については個人が特定される恐れがあることから公表を控えさせていただきます。
30	仕様書 8 支援の体制 (2) 支援員の加配	P7	「その他特別な事由がある場合」とありますが、どのようなケースを想定されておりましょうか。	「手帳所持、医師の診断書等、又は支援学級に在籍している児童(幼児 等)」には該当しないが特別な支援を要すると判断される場合であり、個別のケースは想定しておりません。
31	仕様書 8 支援の体制 (5) 支援員の雇用	P7	令和 7 年度における、処遇改善の取り組み状況についてご教示ください。	現受託者において契約金額の範囲内で実施しております。

32	仕様書 (5) 支援員の雇用	P7	①「支援員の給与は令和7年度と同額以上とする」とあります。基本給(時給)・賞与・残業代・各種手当・処遇改善(9000円相当賃金改善やキャリアアップ処遇改善等)を同額以上とする場合、それぞれの実績額をお教えてください。②残業代が含まれる場合、事故対応等のイレギュラーによる残業と欠員等による規則的な残業、それぞれの実績額をお教えてください。③また、「9000円相当賃金改善」や「キャリアアップ処遇改善」を活用する場合は、本業務の見積限度額には含まない、認識でよろしいでしょうか。	実績額については受託者管理となるため当市からの回答は差し控えますが、現契約における放課後児童支援員等の時給は下記の通りです。 ○支援員 有資格：1,300円 無資格：1,100円 ○補助員 有資格：1,200円 無資格：1,000円 また「9000円相当賃金改善」や「キャリアアップ処遇改善」活用する場合の費用については見積限度額に含むものとします。
33	仕様書 8 支援の体制 (5) ②支援員の雇用	P7	現在勤務している職員の賃金、社会保険の加入の有無、賞与(有りの場合は個別の令和7年度の実績)をご教示ください。	現受託者の従業員であるため、市では把握しておりません。
34	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	需用費の修繕料(施設における簡易な修繕)は受託者負担、修繕料(大規模な修繕)が市負担とあります。○○円までが簡易、○○円以上は大規模等の金額の想定はございますでしょうか。	一度にかかる金額が概ね50万円以上であれば大規模な修繕にあたると想定しております。簡易な修繕については受託者との協議により個別の判断となります。
35	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	需用費の印刷製本費における、令和7年度の実績額及び内容をご教示ください。	令和7年度の実績については現受託者より報告を求めていないため、把握しておりません。
36	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	修繕料(施設における簡易な修繕)の上限額をご教示ください。また、令和7年度の実績額及び内容をお示しください。	金額については問34の回答をご参照ください。 令和7年度の実績については現受託者より報告を求めていないため、把握しておりません。
37	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	役務費の通信運搬費の令和7年度実績額をご教示ください。また、携帯電話やインターネット等の整備状況についてもお示しください。	令和7年度の実績については現受託者より報告を求めていないため、把握しておりません。 また現在受託者が使用している携帯電話やインターネット環境は受託者所有の物品及び管理となることから、当市からの回答は差し控えさせていただきます。

38	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	使用料の複合機リース料の令和7年度の受託者負担額をご教示ください。また、複合機・パソコンの整備状況についても設置台数も含めお示しください。	令和7年度の実績については現受託者より報告を求めていないため、把握しておりません。 また現在受託者が使用している複合機およびパソコンは受託者所有の物品及び管理となることから、当市からの回答は差し控えさせていただきます。
39	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	その他(事務経費)の支援員にかかる経費に被服費等とございますが、各施設で制服などはございますか。また、支給品等はございますか。有りの場合は令和7年度の実績額をご教示ください。	制服・施設からの支給品等はありません。
40	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	現在、保護者等への連絡ツールはアプリ等を利用されていますか。現在の連絡ツールをご教示ください。	現受託者においてはお知らせや緊急連絡等の一斉配信においてはアプリを使用、その他の保護者との個別連絡においてはショートメール・電話を利用している旨の報告を受けております。
41	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	現在、児童の登降所はどのように管理しておりますか。ICT化されているのであれば、現在の契約者・費用の負担者・令和7年度の実績額をご教示ください。	現受託者においては紙媒体および表計算ソフトにより管理している旨の報告を受けております。
42	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	修繕料(施設における簡易な修繕)として、令和6年度の実績額をお教えください。また目安となる金額(1件あたり1万円未満等)はありますか。	令和6年度の実績については現受託者より報告を求めていないため、把握しておりません。 目安となる金額については問34の回答をご参照ください。
43	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	傷害保険の手数料は、保護者負担、との認識でよろしいでしょうか。	別表2「項目「役務費」に記載のとおり、傷害保険・損害賠償責任保険加入及び手数料は受託者負担です。
44	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	現時点で、受託者負担(専用施設で事業を実施)となることが確定しているもの(複合機リース料・清掃モップレンタル料・AEDリース料など)の月額費用をお教えください。	受託者負担となる使用料が発生する物品等については現受託者にて管理しているため、市では月額費用を把握しておりません。
45	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	現時点での、施設別備品一覧リストなどがありましたら見せていただくことは可能でしょうか。	現時点で備品一覧リストの作成がないためお示しできません。

46	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	職員が通勤で車を使用する場合、各施設・敷地内に駐車させていただくことは可能でしょうか。駐車場代が必要な場合は、金額をお教えください。	各施設の敷地内に駐車可能です。駐車場代はかかりません。
----	------------------------	-----	--	-----------------------------